

人民銀行・銀保監会、 《商業手形引受・割引および再割引管理弁法》を初改定

中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会は、2022年11月18日、《商業手形引受・割引および再割引管理弁法》（中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会令[2022]第4号、以下、新弁法）を公布しました。新弁法は1997年に暫定弁法（銀発[1997]216号）が公布されて以来、初めて改定が行われたもので、2023年1月1日より施行され、暫定弁法は同時に廃止となります。

新弁法は、商業手形の分類・正当な取引背景の要求・リスクコントロール・情報開示などの観点から商業手形の引受・割引・再割引の管理制度を改定・補完しています。

新弁法で規定する商業手形は、紙ベースまたは電子形式の銀行/財務公司引受手形および商業引受手形を指し、主な分類は従前の銀行引受手形と商業引受手形の二種類から、財務公司引受手形が新たに加わり三種類となりました。また、手形の最長支払期限が従前の1年から6カ月に短縮されました。

リスクコントロールの面では、銀行/財務公司引受手形の最高引受残高は総資産の15%まで、同保証金残高は預金規模の10%までと規定しています。ただし、当該管理指標については、2024年1月から正式に実施するとして、金融機関および手形市場に準備のための移行期間を設けています。

<新弁法の概要>

1. 商業手形の分類

- 商業手形とは、振出人が発行し、委託支払人が呈示を受けた時または指定の期日に定められた金額を受取人または所持人に無条件で支払う手形
- 電子商業手形の振出・引受・割引・割引前の裏書・質権設定・保証・支払呈示・遡求などの業務は、人民銀行が認可した手形市場インフラを通じて取扱

<主な商業手形>

分類	引受人	形式	支払期限
銀行引受手形	銀行・農村信用合作社	紙ベース または 電子形式	最長6ヵ月
財務公司引受手形	企業グループ財務公司		
商業引受手形	上記以外の法人 または非法人組織		

※ サプライチェーン手形は、電子商業手形に分類

<手形業務の定義>

分類	定義	関連要求
引受	<ul style="list-style-type: none"> ● 支払人が満期日に手形金額の無条件の支払を承諾する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行・農村信用合作社・財務公司である引受人が引受業務を行う場合、振出人の真実の取引関係および債権債務関係、引受リスクを厳格に審査 ● 振出人には良好な信用があること ● 引受金額は、真実の取引関係および債権債務関係・引受申請人の支払能力に相応
割引	<ul style="list-style-type: none"> ● 所持人が満期日の前に、一定の利息を支払い、貸付業務資格を有する機関に手形を譲渡する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 割引人は、中国国内の貸付業務資格を有する法人・その分支機構 ● 割引を申請する商業手形の所持人は、自然人、中国国内の法人・その分支機構、非法人組織 ● 割引を申請する所持人の取得手形は、法に基づきコンプライアンスに準拠して、振出人または前所持人との間に真実の取引関係および債権債務関係があること（徴税・相続・贈与により無償で手形を取得した場合は除く）
再割引	<ul style="list-style-type: none"> ● 人民銀行が金融機関保有の割引済で満期前の商業手形の割引を行う行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業手形の割引業務を取り扱う金融機関は、再割引業務の取扱を申請可能

2. リスクコントロール

- 金融機関は、整備された手形業務管理制度および内部統制制度を備え、商業手形の引受および割引業務を慎重に行い、有効な措置を講じて市場リスク・信用リスク・オペレーショナルリスクを防止
- 商業手形の支払期限は、真実の取引の履行期限に相応していなければならない、振出日から満期日までとし、最長でも6ヶ月を超過してはならない

<引受人・割引人に対する要求>

分類	引受人※・割引人	最高引受残高/保証金残高
銀行引受手形	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な経営・財務状況 ● 直近2年に手形の持続的期限超過または情報の未開示行為なし ● 引受人には、引受手形に対する支払能力があること 	① 最高引受残高は、当該引受人の総資産の15%まで
財務公司引受手形		② 保証金残高は、当該引受人の預金吸収規模の10%まで
商業引受手形		・ ①②ともに2024年1月から適用 言及なし

※ 財務公司の引受人が所属するグループ法人は、良好な経営・財務状況があり、直近2年に手形の持続的期限超過または情報の未開示行為、重大な違法行為、およびその他の市場主体の合法的な権益または社会の公共利益を損害する行為がないこと

3. 情報開示

- 商業手形の情報開示は、人民銀行の関連規定に基づき執行し、適時・真実・正確・完全の原則を遵守
- 商業手形の引受人が非上場会社であり、債券市場の信用格付が無い場合、商業手形の流通前に信用格付機関が引受人について主体信用格付けを行い、関連情報を開示することを奨励

<情報開示の要求>

分類	引受人	割引人
銀行引受手形	● 引受人の信用情報を開示	● 手形の開示情報の照合が必要 ● 情報が存在しない、または記載事項と開示情報が一致しない場合、取扱不可
財務公司引受手形	● 手形の主要要素・信用情報を開示	
商業引受手形		

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● 上海浦西出張所

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● 蘇州工業園区出張所

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● 常熟出張所

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● 昆山出張所

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。